

# 香川県報



第 23 号

平成 17 年

3月22日(火曜日)

## 目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告示 字の名称の変更	(自治振興課)	一
地方自治法施行令の規定による丸亀市及び綾歌郡の区域の人口	" "	二
瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請	(環境管理課)	四
保安施設地区の指定予定の通知	(みどり保全課)	四
生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定	(健康福祉総務課)	五
生活保護法の規定による指定介護機関を廃止した旨の届出	" "	五
介護保険法の規定による事業者の指定	(長寿社会対策課)	五
●平成十二年香川県告示第百五十八号（香川県旅館業営業施設の措置の基準等に関する条例に規定する知事が別に定める施設の指定）の一部改正	(生活衛生課)	六
●昭和四十五年香川県告示第千三百二号（農地法第三条第二項第五号等の面積の指定）の一部改正	(農政課)	六
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(都市計画課)	六
落札者等の公示	(県立病院課)	七
貸金業の規制等に関する法律の規定による貸金業者の登録の取消し	(経営支援課)	七
争議行為を行う旨の通知	(労働政策課)	七
土地改良事業の適否決定（五件）	(土地改良課)	七

土地改良事業計画変更の同意  
 平成十七年香川県公告第百四十一号（土地改良事業の適否決定）の一部訂正  
 ( ) " ( ) 九

選挙管理委員会告示  
 政治資金規正法の規定による政治団体の届出  
 政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出  
 政治資金規正法の規定による政治団体の解散等の届出  
 二

## 告示

香川県告示第百六十三号  
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、丸亀市の区域内において、次の表の下欄に掲げる字の名称を当該上欄に掲げる字の名称に変更し、平成十七年三月二十二日から施行する旨、丸亀市長職務執行者から届出があった。  
 平成十七年三月二十二日  
 香川県知事 真鍋武紀

上欄（変更後の大字）	下欄（変更前の大字）
綾歌町岡田上	岡田上
綾歌町岡田下	岡田下
綾歌町岡田西	岡田西
綾歌町岡田東	岡田東
綾歌町栗熊西	栗熊西
綾歌町栗熊東	栗熊東
綾歌町富熊	富熊
飯山町上法軍寺	上法軍寺
飯山町下法軍寺	下法軍寺

飯山町東小川	東小川
飯山町西坂元	西坂元
飯山町真時	真時
飯山町川原	川原
飯山町東坂元	東坂元

香川県告示第百六十四号

平成十七年三月二十二日から丸亀市、綾歌郡綾歌町及び同郡飯山町を廃し、その区域をもって新たに丸亀市を置くことに伴い、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十七条第一項第一号の規定による丸亀市の人口及び同令第七十六条第一項第一号の規定による綾歌郡の人口を次のとおり告示する。

平成十七年三月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

市・郡の名称	人 口
丸亀市	一 八、三五六六
綾歌郡	六五、三四一八

香川県告示第百六十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十七年三月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

- (1) 三豊郡詫間町大字香田80番地 神島化学工業株式会社 詫間工場 取締役工場長 布川 明
- (2) 事業場の所在地及び名称  
三豊郡詫間町大字香田80番地 神島化学工業株式会社 詫間工場
- (3) 特定施設に関する事項

種 別	無機化学工業製品製造業の用に供する通施設
能 力	インラインインルター 200 m <sup>3</sup> /日 1基
工 期	許可後
工 事 着 手 予 定 年 月 日	
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後3月
等 使用開始予定年月日	完成後
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	1時間×3回
排出される汚水等の汚染状態	通 常
項目	常 大
水素イオン濃度	9~14 9~14
生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	2.5 4
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	2.5 4
浮遊物質 (mg/ℓ)	1 10
窒素含有量 (mg/ℓ)	3 50
りん含有量 (mg/ℓ)	0.1 0.5
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	20 200
特定施設の使用の方法について参考となるべき事項	る液は次工程で使用されるため、本施設での排水は無い。

種	類	無機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設	
能	力	連続フィルター 100 m <sup>3</sup> /日 1基	
工	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	着手後3月	
等	使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間			
連続12時間			
排出される汚水等の汚染状態	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	9.5~14	9.5~14
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	2.5	4
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	2.5	4
	浮遊物質 (mg/ℓ)	50	100
	窒素含有量 (mg/ℓ)	3	50
	りん含有量 (mg/ℓ)	0.1	0.5
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)		20	40
特定施設の使用方法について参考となるべき事項			
処理水の一部は工程で再利用され、余剰分のみ排水される。			
種	類	無機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設	
能	力	フィルタープレス 50 m <sup>3</sup> /日 1基	
工	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	着手後3月	
等	使用開始予定年月日	完成後	

使用時間間隔及び1日当たりの使用時間				連続24時間 (15回)			
排出される汚水等の汚染状態	項目	通常	最大				
	水素イオン濃度	9.5~10.5	9.5~10.5				
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	2.5	4				
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	2.5	4				
	浮遊物質 (mg/ℓ)	50	100				
	窒素含有量 (mg/ℓ)	3	50				
	りん含有量 (mg/ℓ)	0.1	0.5				
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)		30	50				
(4) 汚水等の処理施設に関する事項 変更なし。							
(5) 排出水の汚染状態及び量							
区	分	第	1	排	水	口	
排出水の汚染状態	項目	通常	最大				
水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6					
生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	2.5	4					
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	2.5	4					
浮遊物質 (mg/ℓ)	5	20					
窒素含有量 (mg/ℓ)	3	50					
りん含有量 (mg/ℓ)	0.1	0.5					

排水水の量

(m<sup>3</sup>/日)

13,995

17,495

他に、排水口が21箇所(うち、雨水排水口が19箇所)ある。

(備考) 今回の申請に伴い、一部既設特定施設の使用方法を変更するため、当該工場から排出される排水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成17年3月22日から同年4月12日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課及び詫間町住居環境課

香川県告示第百六十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十四条において準用する同法第二十九条の規定により、次のとおり保安施設地区の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十七年三月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 指定に係る保安施設地区の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱二二号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱二二号を結んだ線に囲まれた区域、標柱一三号から標柱一六号までを順次結んだ線及び標柱一三号と標柱一六号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱一七号から標柱二二号までを順次結んだ線及び標柱一七号と標柱二二号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

三豊郡財田町財田中字道手五二二四の二〇三、五二二四の二二二、五二二四の二二

五から五二二四の二二七まで

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する町に係る町森

林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4 指定の有効期間 五年

二 1 指定に係る保安施設地区の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱四号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱四号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

三豊郡財田町財田中字道手五二二六の三、五二二六の四六、五二二六の四七

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する町に係る町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4 指定の有効期間 六年

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県環境森林部みどり保全課及び財田町経済課に備え置いて縦覧に供する。)

香川県告示第百六十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年三月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指 定 年 月 日	専 業 所 ( 施 設 ) の 名 称 及 び 所 在 地	専 業 者 ( 開 設 者 ) の 名 称 及 び 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類
-----------	----------------------------------	--	---------------

平成一七、二、一	マイルドハート坂 出居宅介護支援事 業所 坂出市横津町三丁 目二番一	社会福祉法人鶴足 津福祉会 綾歌郡宇多津町浜 五番丁五三番地一	居宅介護支援事業
平成一七、二、一〇	讃岐三菱自動車販 売株式会社善通寺 インター店 善通寺市原田町二 一一番地一	讃岐三菱自動車販 売株式会社 高松市木太町一三 七七番地一	福祉用具貸与
平成一七、三、一	株式会社コムスン 中讃ケアセンター 仲多度郡多度津町 西港町六四三	株式会社コムスン 東京都港区六本木 六丁目一〇番一号 六本木ヒルズ森夕 ワ	訪問介護
平成一七、二、二四	有限会社豊嶋樹脂 工業 三豊郡高瀬町大字 下勝間八八六番地 一	有限会社豊嶋樹脂 工業 三豊郡高瀬町大字 下勝間八八六番地 一	福祉用具貸与
平成一七、三、一	デイサービスセン ターくすの木 木田郡三木町大字 池戸二二六二番地	株式会社讃光 木田郡三木町大字 池戸二二六三番地 一	通所介護
平成一七、二、二五	ナーシングホーム くすの木 木田郡三木町大字 池戸二二六二番地	株式会社讃光 木田郡三木町大字 池戸二二六三番地 一	特定施設入所者生活 介護

香川県告示第百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する  
同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出  
があった。

平成十七年三月二十二日

平成一七、二、九	讃岐三菱自動車販 売株式会社丸龜營 業所 丸龜市田村町二 七三番地一	讃岐三菱自動車販 売株式会社 高松市木太町一三 七七番地一	福祉用具貸与
平成一六、二、三二	渡辺内科医院 綾歌郡宇多津町二 三八四一	渡辺 春生 綾歌郡宇多津町二 三八四一	訪問看護 訪問リハビリテーシ ョン 居宅療養管理指導

香川県告示第百六十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項の規定により、指定居宅サ  
ービス事業者を次のとおり指定した。

平成十七年三月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

介護保険 事業所番号	事業所の名称 及び所在地	申請者の名称、代表者 の氏名及び主たる事務 所の所在地	指定年月日	サービス の種類
三七七一四 〇〇四六六	訪問介護事業所ほとと ぎす 香川県香川町東谷八六 八番地三	特定非営利活動法人ほ ととぎすの会 理事長 小磯治雄 坂出市旭町三丁目一番 二二二号	平成十七年 三月十五日	訪問介護

香川県告示第百七十号

平成十二年香川県告示第百五十八号（香川県旅館業営業施設の措置の基準等に関する条  
例に規定する知事が別に定める施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成十七年三月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

表中「土器川公園グラウンド(丸龜)」を「土器川公園グラウンド」に、「綾歌郡飯山町東小川七一〇番地二七地先河川敷」を「丸龜市飯山町東小川七一〇番地二七地先河川敷」に改める。

香川県告示第七十一号

昭和四十五年香川県告示第千三百二号(農地法第三条第二項第五号等の面積の指定)の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

表中「広島町及び本島町」を「本島町、牛島、広島町及び手島町」に、

飯山町
琴平町

全 域	を	琴平町 全 域
全 域		

に改める。

香川県告示第七十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、平成十四年香川県告示第百三十一号に係る都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第一項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成十七年三月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 施行者の名称

高松市

二 都市計画事業の種類及び名称

高松広域都市計画道路事業 三・五・一二五 兵庫町西通町線

三 事業施行期間

平成三年十二月十日から平成二十二年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし

五 認可後の収用の手続が保留される事業地

香川県高松市扇町一丁目地内

### 公 告

香川県公告第百九十二号

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則(平成七年香川県規則第八十五号)第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。

なお、本公告における調達は、WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成七年条約第二十三号)の適用を受けるものである。

平成十七年三月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調達件名及び数量 X線コンピュータ断層撮影装置一式

二 調達方法 購入等

三 契約方式 一般競争入札

四 落札決定日 平成十七年二月十五日

五 落札者の氏名及び住所 東芝メディカルシステムズ株式会社高松営業所 高松市寿町一丁目三番二号

六 落札金額 一一五、四四七、五〇〇円

(消費税及び地方消費税五、四九七、五〇〇円を含む。)

七 入札公告日 平成十六年十二月二十一日

八 落札方式 最低価格

九 担当課 郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県健康福祉

部県立病院課総務・財務グループ 電話番号〇八七 八三二 三三一〇

香川県公告第九十三号

貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第三十七条第一項の規定により、貸金業者の登録を取り消したので、同法第四十一条の規定により次のとおり公告する。

平成十七年三月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 氏名

太田 正人

二 主たる営業所等の所在地

香川県仲多度郡多度津町大字山階三三〇番地

三 登録番号

香川県知事（N一）第〇〇六一三号

四 登録の取消し年月日

平成十七年三月十六日

香川県公告第九十四号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、香川県厚生農業協同組合連合会労働組合委員長丸山哲夫から次のとおり争議行為を行う旨平成十七年三月十一日通知があった。

平成十七年三月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 事件

香川県厚生農業協同組合連合会会長理事宛てに、香川県厚生農業協同組合連合会労働組合委員長名で平成十七年三月三日付けで提出した年度末一時金の要求及び平成十七年三月十一日付けで提出した賃上げ、労働条件改善等、その他の要求に関する件

二 日時

平成十七年三月二十二日午前零時以降本問題解決に至るまでの期間

三 場所

高松市屋島西町一八五七番地の一 屋島総合病院の構内又は職場

綾歌郡綾南町大字滝宮四八六番地の一 滝宮総合病院の構内又は職場  
四 争議行為の概要

右記場所の全体的あるいは部分的に、連続的、断続的に、すべての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為を、単独又は併用して行う。但し、救急患者及び入院中重症患者のための保安の必要のある場合は、保安要員若干名を除く。

香川県公告第九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年三月九日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年三月二十九日から同年四月十八日まで縦覧に供する。

平成十七年三月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
観音寺市観音寺町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（樋門整備事業）下津地区	観音寺市農林水産課
"	単独県費補助土地改良事業（水路整備事業）堀地区	"
"	単独県費補助土地改良事業（揚水機整備事業）八幡地区	"
観音寺市常磐土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）出作九号地区	"
"	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）中原地区	"
"	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）赤土池地区	"
"	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）西屋敷地区	"

三豊郡財田町土地改良区	香川用水非受益地域用水確保事業(ため池改修事業)居出口池地区	財田町事業課
"	単独県費補助土地改良事業(水路改修事業)本庄東地区	"
"	単独県費補助土地改良事業(ため池改修事業)岩鍋池地区	"
"	単独県費補助土地改良事業(農道改修事業)常次東地区	"
"	単独県費補助土地改良事業(農道改修事業)竹成東地区	"
観音寺市粟井土地改良区	単独県費補助土地改良事業(農道改修事業)出晴池下地区	"
"	単独県費補助土地改良事業(水路改修事業)室本新田地区	"
"	単独県費補助土地改良事業(水路改修事業)池脇地区	"
観音寺市高室土地改良区	単独県費補助土地改良事業(農道改修事業)明上地区	"
"	単独県費補助土地改良事業(水路改修事業)川西地区	"
"	単独県費補助土地改良事業(水路改修事業)榎ノ内地区	"
"	単独県費補助土地改良事業(水路改修事業)中筋一号地区	"
"	単独県費補助土地改良事業(農道改修事業)池下地区	"
"	単独県費補助土地改良事業(水路改修事業)札場地区	"

西村地区共同施行	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)西村地区	"
行時3号地区共同施行	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)行時3号地区	"
行時2号地区共同施行	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)行時2号地区	"
荒井地区共同施行	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)荒井地区	"
中代西地区共同施行	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)中代西地区	丸龜市建設経済部産業課

事業主体 土地改良事業名 縦覧場所

香川県公告第九十六号  
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、宇多津町が土地改良事業(単独県費補助土地改良事業)ため池整備事業(前池地区)を行うことについて平成十七年三月九日適当と決定した。  
 その関係書類を宇多津町産業振興課において平成十七年三月二十九日から同年四月十八日まで縦覧に供する。  
 平成十七年三月二十二日  
 香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第九十七号  
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる事業主体が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年三月九日適当と決定した。  
 その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年三月二十九日から同年四月十八日まで縦覧に供する。  
 平成十七年三月二十二日  
 香川県知事 真 鍋 武 紀

塩屋地区共同施行  
単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）塩屋地区

香川県公告第九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、牟礼町が土地改良事業（団体営ため池等整備事業真奥下池地区）を行うことについて平成十七年三月四日適当と決定した。  
その関係書類を牟礼町建設経済課において平成十七年三月二十九日から同年四月十八日まで縦覧に供する。

平成十七年三月二十二日

香川県知事 真鍋 武紀

香川県公告第九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年三月八日適当と決定した。  
その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年三月二十九日から同年四月十八日まで縦覧に供する。

平成十七年三月二十二日

香川県知事 真鍋 武紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
木田郡庵治町土地改良区	香川用水非受益地域用水確保事業新池一号地区	庵治町建設経済課
"	香川用水非受益地域用水確保事業素源谷上池地区	"
"	香川用水非受益地域用水確保事業奥池下池地区	"

香川県公告第二百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、さぬき市が土地改良事業（農村総合整備統合補助事業長尾地区（白羽団地））計画を変更することについて

平成十七年三月七日同意した。  
平成十七年三月二十二日

香川県知事 真鍋 武紀

香川県公告第二百一号

平成十七年香川県公告第四百十一号（土地改良事業の適否決定）の一部を次のように訂正する。

平成十七年三月二十二日

香川県知事 真鍋 武紀

「単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）宿毛地区」を「単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）宿母地区」に改める。

選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成十七年三月二十二日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎 克彦

一 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
大西正美後援会	大西 正美	行成 忠男	丸亀市田村町一五六九 六
金子辰男後援会	金子 辰男	金子 綾子	三豊郡山本町財田西二八〇 一
中谷まゆみ後援会	岩崎 弘幸	若山 光司	丸亀市飯山町東坂元二〇三四 四

香川県選挙管理委員会告示第十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定による政治団体の届出

事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十七年三月二十二日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧
自由民主党大内支部	主たる事務所の所在地	東かがわ市町田一〇八二	東かがわ市大谷八一〇二
代表者の氏名	高砂 欽充	池田 禎広	
自由民主党香川県参議院選挙区第一支部	会計責任者の氏名	財田 忠幸	綾 憲夫
自由民主党香川県傷痍軍人会支部	会計責任者の氏名	城 武夫	廣田甚太郎
自由民主党香川県ときわ会支部	代表者の氏名	松尾 健一	岩本 好弘
自由民主党香川県バス支部	会計責任者の氏名	一三三洋治	渡辺 博
自由民主党香南支部	代表者の氏名	赤松 千壽	田中 宏和
自由民主党香川支部	会計責任者の氏名	二川 隆則	加藤 卓也
自由民主党香川支部	主たる事務所の所在地	さぬき市寒川町石田東甲一八八一	さぬき市寒川町石田西二八九九
代表者の氏名	木村 卓哉	安藤 正信	
自由民主党白鳥支部	主たる事務所の所在地	東かがわ市松原四六九	東かがわ市五名二四二二

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧
太田一馬後援会	代表者の氏名	郷田 敦躬	原田 正夫
小河ゆうま後援会	代表者の氏名	木村 斉	南 繁文
加地ただし後援会	代表者の氏名	宮脇 照行	鈴木 栄
龜野志郎を励ます会	会計責任者の氏名	龜野 志郎	岩倉 等
木下きよし後援会	主たる事務所の所在地	坂出市府中町二七七九	坂出市府中町二七〇三
全国小売酒販政治連盟香川県支部	会計責任者の氏名	壽福 靖男	大東日出夫
PRU高琴政治センター	代表者の氏名	廣瀬 透	中村 稔
三木まりを育てる会	主たる事務所の所在地	丸龜市塩屋町五一三〇	丸龜市浜町三三二
森元恒雄香川県後援会	会計責任者の氏名	堀 洋子	矢野 美代
代表者の氏名	石原 收	大西 未廣	
主たる事務所の所在地	木田郡三木町下高岡四〇三二	丸龜市飯山町東坂元二二二二	

会計責任者  
の氏名 石原 朝子

大西 雅子

香川県選挙管理委員会告示第二十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散等の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十七年三月二十二日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一 その他の政治団体

政治団体の名称

大島よしひさ後援会

笹井ひろふみ香川県後援会

静孝義後援会

新土光夫後援会

三木まりを育てる会

牟礼弘志を励ます会

平成十七年三月二十二日印刷発行

印刷発行所

香  
川  
県  
庁

(購読料)月額二千五百円



古紙配合率70%  
白色度70%再生紙を使用しています